

浜松市美術館及び秋野不矩美術館における実習等の受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は浜松市美術館及び秋野不矩美術館(以下「美術館」という。)において、実習、研修、ボランティア等(以下「実習等」という。)を行うに際して、その受入れと実習等を円滑に行うため必要な事項を定める。

(受入れ実習等)

第2条 受入れする実習等は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学及びその他教育機関での履修科目や専門資格取得のために必要なもの
- (2) 教職員の授業や研修の一貫として行われるもの
- (3) 児童・生徒のボランティアや社会体験の一環として行うもの
- (4) その他美術館長が、特に必要と認めたもの

(対象範囲)

第3条 受入れる者の対象範囲については、次のとおりとする。

(1)前条第1号の場合

ア 美術関係の科目を履修している市出身者あるいは市内の教育機関で学ぶ者

イ 県内や近郊の教育機関の担任及び指導教官等より特段の依頼があった場合において
実習の実施上支障がない範囲

(2) 前条第2号及び第3号の場合 自宅等から通える範囲

(3) 前条第4号の場合 必要と認める範囲

(人数)

第4条 受入れの人数は年間20名以内とし、集団で実習等の受入れをする場合は、1団体につき10名以内とする。

2 第2条1号の実習にあっては一括して実施し、各年度浜松市美術館では8名以内とし、秋野不矩美術館では2名以内とする。

3 美術館の展覧会事業に支障が生ずる場合にあっては、当該年度は実習を実施しない。

(申込み)

第5条 美術館において実習等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項について文書等により美術館長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名並びに住所
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先並びに学校名
- (3) 実習等の目的
- (4) 実習等の希望期間

(日程)

第6条 実習等の日時は、美術館長が指定する。

2 実習等の期間は、一週間以内とし、実習等を希望する者の申請する期間内で行うものとする。

(申込時期)

第 7 条 第 2 条 1 号に規定する実習を希望する者については、実施希望年度の前年の 10 月 1 日から申し込みを受け付ける。

2 上記以外の場合にあっては、実習等の実施を希望する日の 3 週間前までに美術館長に申し込むものとする。

(提出書類)

第 8 条 実習生等は、次の書類を実習等を開始しようとする日 1 週間前までに美術館長へ提出しなければならない。

- (1) 学校等からの受入れ依頼書
- (2) 受入れ条件の承諾書
- (3) 履歴書

2 短期間のボランティアその他美術館長が不要と認めた場合は、前項に定める書類を省略することができる。

第 9 条 美術館長は、実習等を希望する者が承諾書の条件に同意し、前項に定める書類を提出した場合は実習等を受入れる旨の通知をする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

実習等申込書

(あて先)

浜松市(秋野不矩)美術館長

実習等希望者

氏名

住所

私は、浜松市美術館での実習を下記のとおり希望します。

記

氏名	
郵便番号・住所	
電話番号	
学校名	
実習の目的	
実習等の希望期間	

承 諾 書

(あて先)

浜松市(秋野不矩)美術館長

実習等希望者

氏名

住所

私は、浜松市美術館での実習等にあたり、下記の受入れ条件にし従うことを承諾します。
記

受入れ条件

- 1 実習等を行う者は、実習等の期間中公務員(浜松市職員)としての身分を有しないものとし、施設見学者として扱われること。従って、浜松市から実習等を行う者に対し賃金、報酬及び旅費に相当するものは一切支給されないこと。
- 2 実習等を行う者は、実習等の期間中、館長及び職員の指示に従うこと。指示に従わない場合は、実習等期間の中途であってもその受入れを取り止める場合がある。
- 3 実習等を行う者は、実習等の実施中に知り得た職務上の秘密について、実習等を終了後も守秘すること。
- 4 実習等を行う者は、職員と同一視される場合があるので、言動、服装、髪型等について留意すること。
- 5 実習等の評価は、館長はじめ実習等の指導に携わった職員の合意のもとで評価されるものであるため、実習等実施後のいかなる問い合わせにも応じないこと。
- 6 実習等を行う者は、美術館への行き帰り及び実施中の事故について自己責任とし、治療費は一切支給されないこと。また、資料及び設備の破損については損害賠償の責を負うこと。

実習受入れ通知書

様

浜松市（秋野不矩）美術館長

先に申し込みのあつた実習について、下記の受入れを承諾します。

記

1 受入れ者

2 受入れ期間

3 受入れ場所

4 受入れ条件

- (1) 実習等の期間中公務員（浜松市職員）としての身分を有しないものとし、施設見学者として扱われる。従って、実習等を行う者に賃金、報酬及び旅費に相当するものは一切支給されない。
- (2) 実習等の期間中、館長及び職員の指示に従うこと。指示に従わない場合は、実習等期間の中途であってもその受入れを取り止める場合がある。
- (3) 実習等の実施中に知り得た職務上の秘密について、実習等を終了後も守秘すること。
- (4) 職員と同一視される場合があるので、言動、服装、髪型等について留意すること。
- (5) 実習等の評価は、実習等実施後のいかなる問い合わせにも応じない。
- (6) 美術館への行き帰り及び実施中の事故について自己責任とし、治療費は一切支給されないこと。また、資料及び設備の破損については損害賠償の責を負うこと。